

議案第 21 号

米原市税条例の一部を改正する条例について

米原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

法人の市民税に係る法人税割につき、事業活動規模に応じた税負担と安定した税収の確保を図るとともに、一定規模以下の中小法人等に対しては負担軽減によりその産業振興に資するよう、令和 5 年 10 月 1 日から法人税割の税率改正および不均一課税の導入を行うため、この案を提出するものである。

米原市税条例の一部を改正する条例

米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 4 中「100 分の 7.6」を「100 分の 8.4」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円以下であるもの、資本もしくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）または法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもので、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年 500 万円以下であるものに対する法人税割額の税率は、100 分の 7.6 とする。
- 3 法人税額の課税標準の算定期間が 1 年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年 500 万円」とあるのは「500 万円を 12 で除して得た額に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
（法人の市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の米原市税条例第 34 条の 4 の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税および施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税および施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

米原市税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第 34 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 8.4</u>とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円以下であるもの、資本もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)または法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めのあるもので、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年 500 万円以下であるものに対する法人税割額の税率は、100 分の 7.6 とする。</u></p> <p><u>3 法人税額の課税標準の算定期間が 1 年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年 500 万円」とあるのは「500 万円を 12 で除して得た額に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。</u></p>	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第 34 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 7.6</u>とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税割の税率の改正 ・ 不均一課税を導入し、一定規模以下の中小法人等に対して軽減税率を適用する規定の追加 ・ 法人税額の課税標準の算定期間が 1 年に満たない法人の軽減税率の適用に関する規定の追加